

1201「木材加工用機械作業の安全」 変更箇所

令和7年9月 第5版 第14刷⇒ 令和8年4月 第5版 第15刷

現頁	行数等	修正(訂正)部分	修正(訂正)内容
70	表(1)	[表(1) 8木屑等巻き込み防止装置 点検方法] ～ 予防板に欠け～	[表(1) 8 木屑等巻き込み防止装置 点検方法] ～ 防止板 に欠け～
70	表(3)	[表(3) 1定規 点検方法] ～ 直定規を手で揺すり～	[表(3) 1定規 点検方法] ～ 定規を手で揺すり～
72	表(5)	[表(5) 1定規] 自動送材車付き帯のご盤と同じ	[表(5) 1定規] 製材用テーブル 帯のご盤と同じ
76	表(2)	[表(2) 1テーブル傾斜装置及び固定装置 点検方法] ～ 固定の確かさを目視及び触感により調べる。	[表(2) 1テーブル傾斜装置及び固定装置 点検方法] ～ 固定の確かさを目視 又は 触感により調べる。
76	表(2)	[表(2) 2テーブル昇降装置及び固定装置 点検方法] ～ 固定の確かさを目視及び触感により調べる。	[表(2) 2テーブル昇降装置及び固定装置 点検方法] ～ 固定の確かさを目視 又は 触感により調べる。
77	表(3)	[表(3) 1のご軸傾斜装置及び固定装置 点検方法] ～ 固定の確かさを目視及び触感により調べる。	[表(3) 1のご軸傾斜装置及び固定装置 点検方法] ～ 固定の確かさを目視 又は 触感により調べる。
77	表(3)	[表(3) 2のご軸昇降装置及び固定装置 点検方法] ～ 固定の確かさを目視及び触感により調べる。	[表(3) 2のご軸昇降装置及び固定装置 点検方法] ～ 固定の確かさを目視 又は 触感により調べる。
79	表 5.4	[表 5.4 5テーブル昇降装置及び固定装置 点検方法] ～ 固定の確かさを目視及び触感により調べる。	[表 5.4 5テーブル昇降装置及び固定装置 点検方法] ～ 固定の確かさを目視 又は 触感により調べる。
80	表 5.5	[表 5.5 3刃の接触予防装置 固定式 点検項目] 1作動の円滑さ、確かさ及び固定の確かさ	[表 5.4 3刃の接触予防装置 固定式 点検項目] 1作動の円滑さ、確かさ及び固定の の 確かさ
80	表 5.5	[表 5.5 4主軸固定装置 2 損傷の有無 判定基準] <u>ノックピンの作動が重くないこと。</u> <u>ノックピンが、所定の位置まで挿入されていること。</u>	[表 5.5 4主軸固定装置 2 損傷の有無 判定基準] ノックピンの変形、ノックピン穴の摩耗等の損傷がないこと。
82	表(1)	[表(1) 3刃の接触予防装置 点検方法] ～ 刃の接触装置を～	[表(1) 3刃の接触予防装置 点検方法] ～ 刃の接触 予防 装置を～
86	下から 3行目	カッタは色々な意味に～	カッタは色々な 用途 に～
99	上から 4行目	～ 次のように考えらる。	～ 次のように考えら れる 。
101	下から 2行目	日本工業規格では、安全標識関係では、次の～ よい。	日本工業規格 の 安全標識関係では、次の～ よい。
102	上から 1～3行目	a. 安全色及び安全標識 - 産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則(JIS Z 9101:2005) b. 安全色 - 一般事項(JIS Z 9103:2005)	a. 図記号 - 安全色及び安全標識 - 安全標識及び安全マーキングのデザイン通則(JIS Z 9101:2018) b. 図記号 - 安全色及び安全標識 - 安全色の色度座標の範囲及び測定方法(JIS Z 9103:2018)
103	下から 14～13行目	日本産業規格の防音保護具(JIS T 8161:1983)	日本産業規格の 聴覚保護具(防音保護具)第1部:遮音値の主観的測定方法(JIS T 8161-1:2020)
105	上から 1～5行目	また、騒音障害の防止については、「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)を公表している。この中で、これら2作業場に加えて丸のご盤、帯のご盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場及び水圧パーカ又はヘッドパーカにより、木材を削皮する業務を行う作業場が別途追加しているため、参考6騒音障害防止のためのガイドラインを必ず参照しておくこと。	また、騒音障害の防止については、「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成5年4月20日付け基発第0420第2号)を公表している。この中で、これら2作業場に加えて丸のご盤、帯のご盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場及び水圧パーカ又はヘッドパーカにより、木材を削皮する業務を行う作業場については、 本ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、騒音レベルの低減化等に努めるもの としているので、参考6騒音障害防止のためのガイドラインを必ず参照しておくこと。
117	下から 16行目	このようなときは、50cmぐらい足を開いて」といったような具体的に示す必要がある。	このようなときは、「50cmぐらい足を開いて」といったような具体的に示す必要がある。
134～136	(2)ISO 7984による分類	(2) ISO 7984 による分類 国際標準機構(ISO)の国際規格 ～ 92 Various deforming machines	(2) ISO 7984 による分類 全文削除(廃止の為)
136	上から 9行目	(3) 機能による分類	(2) 機能による分類
137	上から 13～14行目	(4) 機構による分類 (3)で機能による分類を行ったが、～ 分類できる。	(3) 機構による分類 (2)で機能による分類を行ったが、～ 分類できる。
143	下から 17行目	保安帽、保護眼鏡、マスク、安全靴	保護帽、保護眼鏡、マスク、安全靴
143	下から 14行目	木材加工機械	木材加工 用 機械
145	下から 10行目	安全帯	墜落抑止用器具(安全帯)
168	上から5行目	第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	第4条 労働者 及び労働者以外の者で労働者と同じの場所において仕事の作業に従事するものは 、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

169	第13条	(産業医等) 第13条 事業者は、～ ならない。 2 産業医は、～ ならない。 3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。 4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。 【罰則】 第119条第1号及び第122条	(産業医等) 第13条 事業者は、～ ならない。 2 産業医は、～ ならない。 3 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。 4 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。 5 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。この場合において、事業者は、当該勧告を尊重しなければならない。 6 事業者は、前項の勧告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該勧告の内容その他の厚生労働省令で定める事項を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。 【罰則】 第1項第120条第1号及び第122条
169	第13条の2	第13条の2 事業者は、～ ならない。 2 (新設)	第13条の2 事業者は、～ ならない。 2 前条第四項の規定は、前項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者について準用する。この場合において、同条第四項中「提供しなければ」とあるのは、「提供するように努めなければ」と読み替えるものとする。
169	第13条の2の後に 第13条の3	(新設)	第13条の3 事業者は、産業医又は前条第一項に規定する者による労働者の健康管理等の適切な実施を図るため、産業医又は同項に規定する者が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
170	下から8行目	第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	第26条 労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
170	下から5行目	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
171	上から1行目	(事業者の行うべき調査)	(事業者の行うべき調査等)
174	上から11行目 62条の後	第62条 第62条の2 (新設)	(高齢者の労働災害防止のための措置) 第62条の2 事業者は、高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。
174	上から22行目 76条の後に	(新設)	(技能講習修了証の不正交付等への対処) 第76条の2 何人も、前条第2項の規定により技能講習修了証を交付する場合を除くほか、技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を交付してはならない。 2 都道府県労働局長は、技能講習の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、前項の規定に違反して技能講習修了証を不正に交付し、又はこれと紛らわしい書面を交付した者に対し、当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
174	下から9行目 第117条	第117条 第37条第1項、第44条第1項、第44条の2第1項、第56条第1項、第75条の8第1項(第83条の3及び第85条の3において準用する場合を含む。)、又は第86条第2項の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。	第117条 第37条第1項、第44条第1項、第44条の2第1項、第56条第1項、第75条の8第1項(第83条の3及び第85条の3において準用する場合を含む。)、又は第86条第2項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
174	下から6行目 第119条	第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 一 第14条、第20条から第25条まで、第25条の2第1項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項、第31条の2、第33条第1項若しくは第2項、第34条、第35条、第38条第1項、第40条第1項、第42条、第43条、第44条第6項、第44条の2第7項、第56条第3項若しくは第4項、第57条の3第5項、第57条の4第5項、第59条第3項、第61条第1項、第65条第1項、第65条の4、第68条、第89条第5項(第89条の2第2項において準用する場合を含む。)、第97条第2項、第104条又は第108条の2第4項の規定に違反した者 二 第43条の2、第56条第5項、第88条第7項、第98条第1項又は第99条第1項の規定による命令に違反した者 三 第57条第1項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第2項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者 四 第61条第4項の規定に基づく厚生労働省令に違反した者	第119条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 一 第14条、第20条から第25条まで、第25条の2第1項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項、第31条の2、第33条第1項若しくは第2項、第34条、第35条、第38条第1項、第40条第1項、第42条、第43条、第44条第6項、第44条の2第7項、第56条第3項若しくは第4項、第57条の4第5項、第57条の5第5項、第59条第3項、第61条第1項、第65条第1項、第65条の4、第68条、第89条第5項(第89条の2第2項において準用する場合を含む。)、第97条第2項若しくは第3項、第105条又は第108条の2第4項の規定に違反したとき。 二 第43条の2、第56条第5項、第88条第7項、第98条第1項又は第99条第1項の規定による命令に違反したとき。 三 第57条第1項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第2項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付したとき。 四 第61条第4項の規定に基づく厚生労働省令に違反したとき。

175	上から9行目 第120条	第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 一 第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第15条第1項、第3項若しくは第4項、第15条の2第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第25条の2第2項(第30条の3第5項において準用する場合を含む。)、第26条、第30条第1項若しくは第4項、第30条の2第1項若しくは第4項、第32条第1項から第6項まで、第33条第3項、第40条第2項、第44条第5項、第44条の2第6項、第45条第1項若しくは第2項、第57条の2第1項、第59条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)、第61条第2項、第66条第1項から第3項まで、第66条の3、第66条の6、第87条第3項、第88条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。) 二 第11条第2項(第12条第2項及び第15条の2第2項において準用する場合を含む。)、第57条の4第1項、第65条第5項、第66条第4項、第98条第2項又は第99条第2項の規定による命令又は指示に違反した者 三 第44条第4項又は第44条の2第5項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者 四 第91条第1項若しくは第2項、第94条第1項又は第96条第1項、第2項若しくは第4項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 五 第100条第1項又は第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者 六 第103条第3項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をした者	第120条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。 一 第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第15条第1項、第3項若しくは第4項、第15条の2第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第25条の2第2項(第30条の3第5項において準用する場合を含む。)、第26条、第30条第1項若しくは第4項、第30条の2第1項若しくは第4項、第32条第1項から第6項まで、第33条第3項、第40条第2項、第44条第5項、第44条の2第6項、第45条第1項若しくは第2項、第57条の2第4項、第57条の4第1項、第59条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)、第61条第2項、第66条第1項から第3項まで、第66条の3、第66条の6、 第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項、第87条第6項、第88条第1項から第4項まで、第101条第1項又は第103条第1項若しくは第4項の規定に違反したとき。 二 第11条第2項(第12条第2項及び第15条の2第2項において準用する場合を含む。)、第57条の5第1項、第65条第5項、第66条第4項、第98条第2項又は第99条第2項の規定による命令又は指示に違反したとき。 三 第44条第4項又は第44条の2第5項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をしたとき。 四 第91条第1項若しくは第2項、第94条第1項又は第96条第1項、第2項若しくは第4項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 五 第100条第1項又は第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつたとき。 六 第103条第3項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。
176	上から6行目 第6条	六 木材加工用機械 ~ 事業場において行なう当該機械による作業	六 木材加工用機械 ~ 事業場において行う当該機械による作業
184	上から4行目 第79条	技能講習の受講資格及び講習科目) 第79条 法別表第18第1号から第18号まで及び第30号から第37号までに掲げる技能講習の受講資格及び講習科目は、別表第6のとおりとする。	(技能講習の受講資格及び講習科目) 第79条 法別表第18第1号から第17号まで及び第28号から第35号までに掲げる技能講習の受講資格及び講習科目は、別表第6のとおりとする。
185	上から10~11行目 第83条	(技能講習の細目) 第83条 第79条から前条までに定めるもののほか、法別表第18第1号から第18号まで及び第30号から第37号までに掲げる技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。	(技能講習の細目) 第83条 第79条から前条までに定めるもののほか、法別表第18第1号から第17号まで及び第28号から第35号までに掲げる技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
186	下から16~9行目 第83条	(そうじ等の場合の運転停止等) 第107条 事業者は、機械(刃部を除く。)の そうじ 、給油、~ この限りではない。 2 事業者は、~ 錠をかけ 、当該機械の ~ 講じなければならない。	(掃除 等の場合の運転停止等) 第107条 事業者は、機械(刃部を除く。)の 掃除 、給油、~ この限りではない。 2 事業者は、~ 錠を掛け 、当該機械の ~ 講じなければならない。
186	下から8~7行目 第83条	(刃部の そうじ 等の場合の運転停止等) 第108条 事業者は、機械の刃部の そうじ 、検査 ~ この限りでない。 2 事業者は、~ 講じなければならない。 3 事業者は、~ なければならない。 4 労働者は、~ なければならない。	(刃部の 掃除 等の場合の運転停止等) 第108条 事業者は、機械の刃部の 掃除 、検査 ~ この限りでない。 2 事業者は、~ 講じなければならない。 3 事業者は、~ なければならない。 4 労働者は、~ なければならない。
221	上から10行目	33 異常時の措置	(33) 異常時の措置
228	上から18~24行目 第83条	(15) 修理等の場合の運転停止等 修理等の場合の運転停止等については第1の3の 30 に定めるところによること。 (16) 安全衛生教育 安全衛生教育については第1の3の 31 に定めるところによること。 (17) 異常時の措置 異常時の措置については第1の3の 32 に定めるところによること。	(15) 修理等の場合の運転停止等 修理等の場合の運転停止等については第1の3の (31) に定めるところによること。 (16) 安全衛生教育 安全衛生教育については第1の3の (32) に定めるところによること。 (17) 異常時の措置 異常時の措置については第1の3の (33) に定めるところによること。
285	下から11行目~	6. 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月1日付け基発第546号) 1 目的 ~ 表3 騒音作業従事労働者労働衛生教育	6. 騒音障害防止のためのガイドライン (令和5年4月20日付け基発第0420第2号) 全文改正
奥付	枠内	令和6年9月 第5版 第13刷 令和7年9月 第5版 第14刷	令和6年9月 第5版 第13刷 令和7年9月 第5版 第14刷 令和8年4月 第5版 第15刷...追加
奥付	枠内	定価2,200円 (本体価格2,000円+税) 送料別	定価 2,420円 (本体価格2,200円+税) 送料別
奥付	枠外	25.09.1.000	26.04.2.000
裏表紙	右上	定価2,200円 (本体価格2,000円+税) 送料別	定価 2,420円 (本体価格2,200円+税) 送料別